

不動産仲介業者様、貸主様へ

～「入居住宅に関する状況通知書」のご記入のお願い～

住居確保給付金制度について

生活困窮者自立支援法に基づき、離職、自営業の廃止またはやむを得ない休業等により、住居を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方に家賃相当額を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行うものです。

本制度の利用を希望される入居者の方から、「入居住宅に関する状況通知書」の記入依頼がございましたら、表面をご記入いただき、ご本人にお渡しいただきますようご協力をお願いいたします。

記入上の注意点

- ・ 表面すべてを不動産仲介業者様または貸主様にご記入ください。
- ・ こすって消すことができるボールペンや修正テープは使用しないでください。
- ・ 入居している賃貸住宅の「家賃欄」は、共益費、管理費、駐車場代等を除いた金額（実家賃額）をご記入ください。
- ・ 振込口座は原則、賃貸契約書に書かれている口座と同一になります。振込口座のフリガナに記載誤りがないようご注意ください。
 - * 口座が異なる場合は後日確認のお電話をさせていただく場合があります。
- ・ 住居確保給付金は、不動産仲介業者様または貸主様の口座に直接振り込む代理納付が原則です。やむをえず借主ご本人がクレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、「入居している賃貸住宅について」欄の「※4のチェックボックス」のいずれかにチェックを入れてください。この場合は、給付金を「ご本人の口座」に振り込みます。表面の「振込口座」は記入せず空欄のままにしてください。
- ・ 3ページ目は借主ご本人が記入します。

給付の方法と時期

- ・ 練馬区から「入居住宅に関する状況通知書」に記入いただいた振込口座に振り込みます。（クレジットカード払いの場合は、借主ご本人の口座に振り込みます。）
- ・ 振込名義は「ネリマクセイカツフクシカジウキョカクホキユウフキン」となります。
 - * 原則、申請月に支払うべき家賃から月ごとに支給されますが、支給を決定した日より当月の支給に間に合わず次月に2か月分をまとめて支給する場合があります（状況によっては3か月分をまとめて支給する場合があります）。

- ・支給額は、ご本人の同居人数および収入状況により変わります。ご契約の家賃額よりも支給額が少ない場合は、差額を借主ご本人から不動産仲介業者様または貸主様にお支払いいただくことになります。また、共益費・管理費・駐車場代等についても、借主ご本人からお受け取りください。

その他

- ・借主ご本人から申請受付後、審査を行い、概ね3週間ほどで審査結果をお送りします。書類に不足がある場合などは、審査がそれ以上かかることもございますので、予めご了承ください。
- ・支給要件に該当しないなどの理由により、受給資格が確認されなかった場合は、借主ご本人から不動産仲介業者様や貸主様へ速やかにご連絡していただきます。また、練馬区からもご連絡いたします。
- ・給付期間は原則3か月です。延長、再延長の審査により最大9ヶ月支給される場合があります。

本制度の活用が円滑に進み、雇用と住居という生活基盤を同時に喪失するという深刻な状況を回避し、入居者の方々が一日も早く、安定した生活を取り戻すためには、不動産仲介業者様や貸主様のお力をお借りすることが不可欠です。何卒、本制度へのご理解とご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

<問い合わせ先> 練馬区 福祉部 生活福祉課 自立促進支援係

電話 03-5984-4698